

資料3

三重県一時保護施設の基準を定める条例の制定について

1 条例制定の経緯

一時保護施設の設備及び運営については、これまで「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）に規定する児童養護施設の基準を準用することとされてきました。

こうした中、令和4年6月に改正された児童福祉法（以下「令和4年改正法」という。）において、一時保護は子どもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、令和6年4月1日に新たな基準である内閣府令「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（以下「内閣府令」という。）が施行されました。

内閣府令には、一時保護施設における子どもの状況がさまざまであり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることをふまえ、子どもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定されています。

令和4年改正法等において、都道府県は一時保護施設の設備及び運営について、内閣府令の施行日から起算して1年を超えない期間内に内閣府令で定める基準に従いまたは参照して、条例で基準を定めなければならない旨が規定されていることから、このたび本県において条例を制定するものです。

2 条例制定の考え方

条例では、県児童相談所の一時保護所を対象とし、「設備の基準」「職員配置」「職員の資格」などの基準を定めることになります。基準については、本県の実情に内閣府令と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないと考えるため、内閣府令の基準を用いて制定することを基本とします。

この考えに沿って、別紙のとおり「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案」を作成しました。10月～11月に実施したパブリックコメントの結果を踏まえて条例案を策定し、県議会へ提出する予定です。

3 今後のスケジュール

令和6年 12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会
(パブリックコメント結果報告)

令和7年 2月 議案提出
3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（調査審議）
公布

【別紙】

三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）	条例への委任方法 ※空欄は参酌すべき基準	本県の考え方
第1条 趣旨		本県の実情に、内閣府令と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないと考えるため、内閣府令の基準を用いる。
第2条 最低基準の目的等		
第3条 最低基準と一時保護施設		
第4条 一時保護施設の一般原則		
・一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。		
第5条 非常災害対策		
第6条 安全計画の策定等	従うべき基準	
第7条 自動車を運行する場合の所在の確認	従うべき基準	
第8条 入所した児童を平等に取り扱う原則	従うべき基準	
第9条 児童の権利擁護	従うべき基準	
第10条 児童の権利の制限	従うべき基準	
第11条 児童の行動の制限	従うべき基準	
第12条 児童の所持品等	従うべき基準	
・合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。		
第13条 虐待等の禁止	従うべき基準	
第14条 業務継続計画の策定等		
第15条 設備の基準	従うべき基準 (第1号、第4号(面積に係る部分)、第12号)	
・児童の居室の一室の定員は4人以下、面積は1人につき4.95m ² 以上(乳児または幼児のみの居室の一室の定員は6人以下、面積は一人につき3.3m ² 以上)		
第16条 一時保護施設における職員の一般的要件		
第17条 一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等	従うべき基準 (第2項)	
第18条 職員	従うべき基準	
・児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に		

満たない幼児おおむね 1.6 人につき 1 人以上、満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 2 人につき 1 人以上、満 3 歳以上の児童おおむね 3 人につき 1 人以上とする。	
第 19 条 夜間の職員配置 ・全体で職員 2 人以上（ユニットを整備しているものは、1 のユニットごとに職員 1 人以上）を置かなければならない。	従うべき基準
第 20 条 一時保護施設の管理者等 ・2 年に 1 回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う研修等を受けなければならぬ。	従うべき基準
第 21 条 児童指導員の資格	従うべき基準
第 22 条 心理療法担当職員の資格	従うべき基準
第 23 条 学習指導員の資格 ・学齢児童・学齢生徒を入所させる一時保護施設であって学習指導員を 2 人以上置くものは教職員免許法に規定する小学校の教諭及び中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ 1 人以上置くよう努めなければならない。	従うべき基準
第 24 条 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準 ・一時保護施設に入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員は、併設する社会福祉施設の職員を兼ねることはできない。	従うべき基準 (第 2 項)
第 25 条 衛生管理等	
第 26 条 食事	従うべき基準
第 27 条 入所した児童及び職員の健康状態の把握等	
第 28 条 養護	
第 29 条 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等 ・一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。	従うべき基準 (第 3 項)
第 30 条 関係機関との連携	
第 31 条 一時保護施設内部の規程	
第 32 条 一時保護施設に備える帳簿	

第 33 条 秘密保持等	従うべき基準	
第 34 条 苦情への対応		
第 35 条 電磁的記録		
第 36 条 大都市等の特例		
附則第 1 条 施行期日		
附則第 2 条 設備に関する経過措置 ・この府令の施行の際現に存する一時保護施設に係る設備については、第 15 条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63）第 41 条の規定を準用		
附則第 3 条 職員及び夜間の職員配置に関する経過措置 ・一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この府令で定める規定により難いときは、当該一時保護施設は、令和 8 年 3 月 31 日までこれによらないことができる。		
附則第 4 条 指導教育担当職員に関する経過措置 ・令和 8 年 3 月 31 日までの間は、児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。		

【備考】法令で異なるものを定めることの許容の程度

- ・「参酌すべき基準」とは、十分参考しなければならない基準である。法令の「参酌すべき基準」を十分参考した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。
- ・「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準である。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。